
平成28年度

**省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業
(省エネルギー対策導入促進事業費補助金)**

公募説明会資料

2016年4月

sii 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

目次

1. 政策趣旨
2. 公募要領のポイント
3. 申請書の書き方のポイント
4. 交付決定後の補助対象事業者の責務
5. 問合せ先

1. 政策趣旨

1. 政策趣旨

長期エネルギー需給見通し(平成27年7月決定)における省エネルギー対策

- 各部門における省エネルギー対策の積み上げにより、2030年度に5,030万KL程度の省エネルギーを実現する。

<各部門における主な省エネ対策>

産業部門 <▲1,042万KL程度>

- ▶ 主要4業種(鉄鋼、化学、セメント、紙・パルプ)
⇒ 低炭素社会実行計画の推進
- ▶ 工場のエネルギーマネジメントの徹底
⇒ 製造ラインの見える化を通じたエネルギー効率の改善
- ▶ 革新的技術の開発・導入
- ▶ 業種横断的に高効率設備を導入
⇒ 低炭素工業炉、高性能ボイラ、CO₂回収等

運輸部門 <▲1,607万KL程度>

- ▶ 次世代自動車の普及、燃費改善
⇒ 2台に1台が次世代自動車に
⇒ 燃料電池自動車:年間販売最大10万台以上
- ▶ 交通流対策・自動運転の実現

業務部門 <▲1,226万KL程度>

- ▶ 建築物の省エネ化
⇒ 新築建築物に対する省エネ基準適合義務化
- ▶ LED照明・有機ELの導入
⇒ LED等高効率照明の普及
- ▶ BEMSによる見える化・エネルギーマネジメント
⇒ 約半数の建築物に導入
- ▶ 国民運動の推進

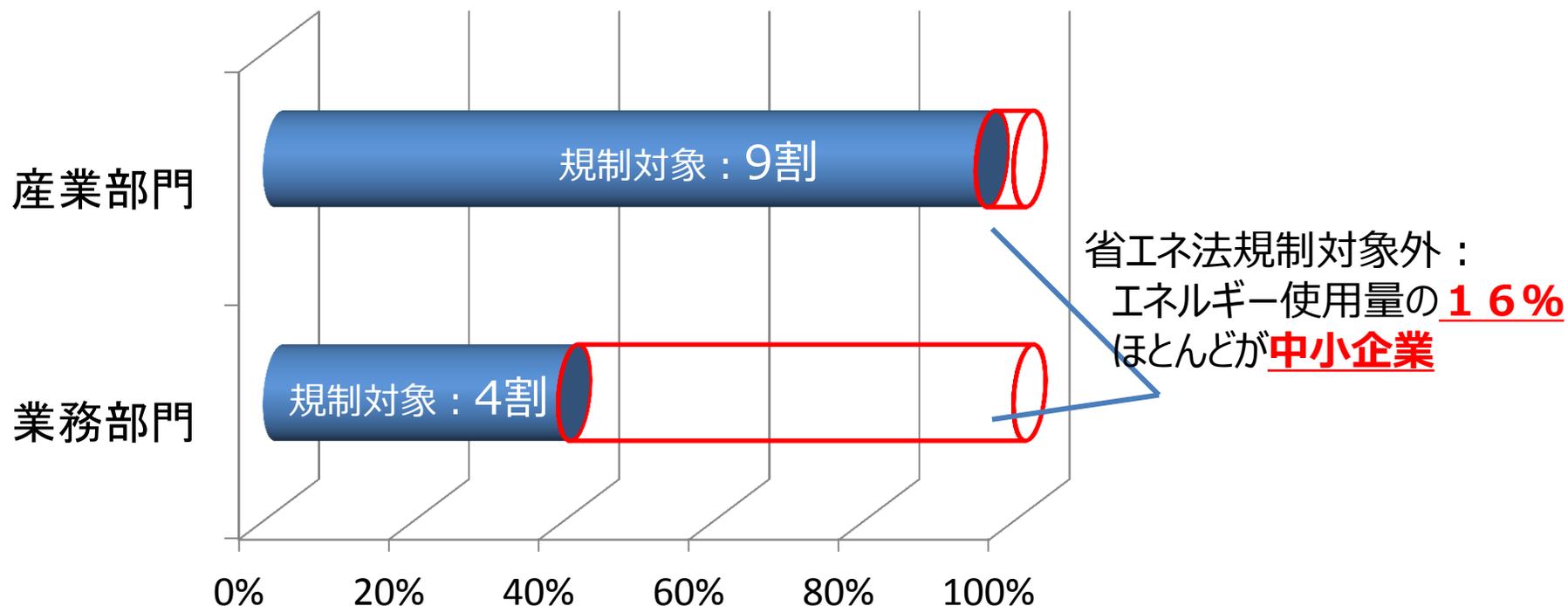
家庭部門 <▲1,160万KL程度>

- ▶ 住宅の省エネ化
⇒ 新築住宅に対する省エネ基準適合義務化
- ▶ LED照明・有機ELの導入
⇒ LED等高効率照明の普及
- ▶ HEMSによる見える化・エネルギーマネジメント
⇒ 全世帯に導入
- ▶ 国民運動の推進

1. 政策趣旨

省エネ法の補足率について

- 省エネ法において、エネルギー使用量ベースで産業部門の約9割、業務部門の約4割を規制対象（年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上）。
- 省エネ法の規制対象外（年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満）の工場及びビルのエネルギー使用量は、我が国全体のエネルギー使用量の16%程度を占める。



省エネ法の規制対象のカバー率（エネルギー使用量ベース）

1. 政策趣旨

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の政策的位置づけ

未来投資に向けた官民対話(第3回 平成27年11月26日)



総理発言抜粋

地域での省エネ診断など、中小企業の省エネをしっかりと支援します。

エネルギー革新戦略中間とりまとめ(第20回基本政策分科会 平成28年2月22日)

中小企業の省エネ取組支援強化

- 設備単位での省エネ投資支援 (平成27年度補正442億円)

比較的省エネ投資の規模が小さい中小企業にとっても、省エネ投資に取り組みやすいように、既存の事業所単位の省エネ補助金に加えて、設備単位の省エネ投資を支援する。

- 省エネルギー相談地域プラットフォームの構築

中小企業による省エネの取組を地域においてきめ細かく支援するためのプラットフォームを地域の団体、金融機関、商工会議所及び自治体等が連携して構築し、省エネに取り組む中小企業の掘り起こしから設備投資等の取組のフォローアップまで幅広く支援する(2015年度17箇所)。2017年度までに、全ての都道府県に省エネ取組に係る支援窓口が存在するよう、プラットフォーム構築事業を実施する。

1. 政策趣旨

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の全体像

- 本事業は、「平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金」の一部で実施する。
- 本事業は、地域毎に中小企業等の実情にあった省エネ取組の支援を行う「省エネルギー相談地域プラットフォーム」の構築を推進し、ひいては中小企業等の省エネルギーに係る取組を促すことを目的としている。

資源エネルギー庁資料(URL: http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pr/e/e_shoshin_taka_17.pdf)

省エネルギー対策導入促進事業費補助金

平成28年度予算額 7.5億円 (5.5億円)

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容
事業目的・概要 <ul style="list-style-type: none">● 診断事業 中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電診断事業等を無料で実施します。● 省エネ相談地域プラットフォーム事業 中小企業等による省エネを推進するために、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。● 講師派遣事業 地方公共団体等が参加費無料で開催する省エネ等に関する説明会やセミナー等に、省エネ及び節電の専門家を無料で派遣します。● 省エネ情報提供等事業 中小企業等の省エネ活動を支援するために、具体的な省エネ診断事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信します。
成果目標 <ul style="list-style-type: none">● 平成16年からの事業であり、地域の中小・中堅事業者等に対して省エネ・節電診断等を無料で実施し、診断の結果、提案された省エネの取組の9割以上※が実施されることを目指します。 <p>※ (省エネ実施量 / 診断時において提案した省エネ量) で算出</p>
条件 (対象者、対象行為、補助率等)
<pre>graph LR; A[国] -- 補助(定額) --> B[民間団体等]; B -- 補助(定額) --> C[民間団体等(地域プラットフォーム)]; C -- 診断・情報提供 --> D[事業者]; C -- 相談・対応 --> D; C -- 講師派遣 --> E[地方公共団体等];</pre>

事業イメージ
診断事業 (省エネ診断の例) <ul style="list-style-type: none">● オフィスの空調の運用改善● 工場の廃熱の有効利用 等
省エネ相談地域プラットフォーム事業 (プラットフォームの役割) <ul style="list-style-type: none">省エネ実施例の紹介省エネ診断の案内、利用支援 等省エネの計画の策定支援 等設備更新計画の策定支援補助金、融資制度等の案内 等
講師派遣事業・省エネ情報提供等事業 <ul style="list-style-type: none">(説明会の様子)(ポータルサイトでの事例紹介)

◆ **本補助金**(省エネルギー対策導入促進事業費補助金)は経済産業省の補助事業であり、平成28年度は一般財団法人省エネルギーセンターと、一般社団法人環境共創イニシアチブ(略称、SII)が連携して事業を実施する。

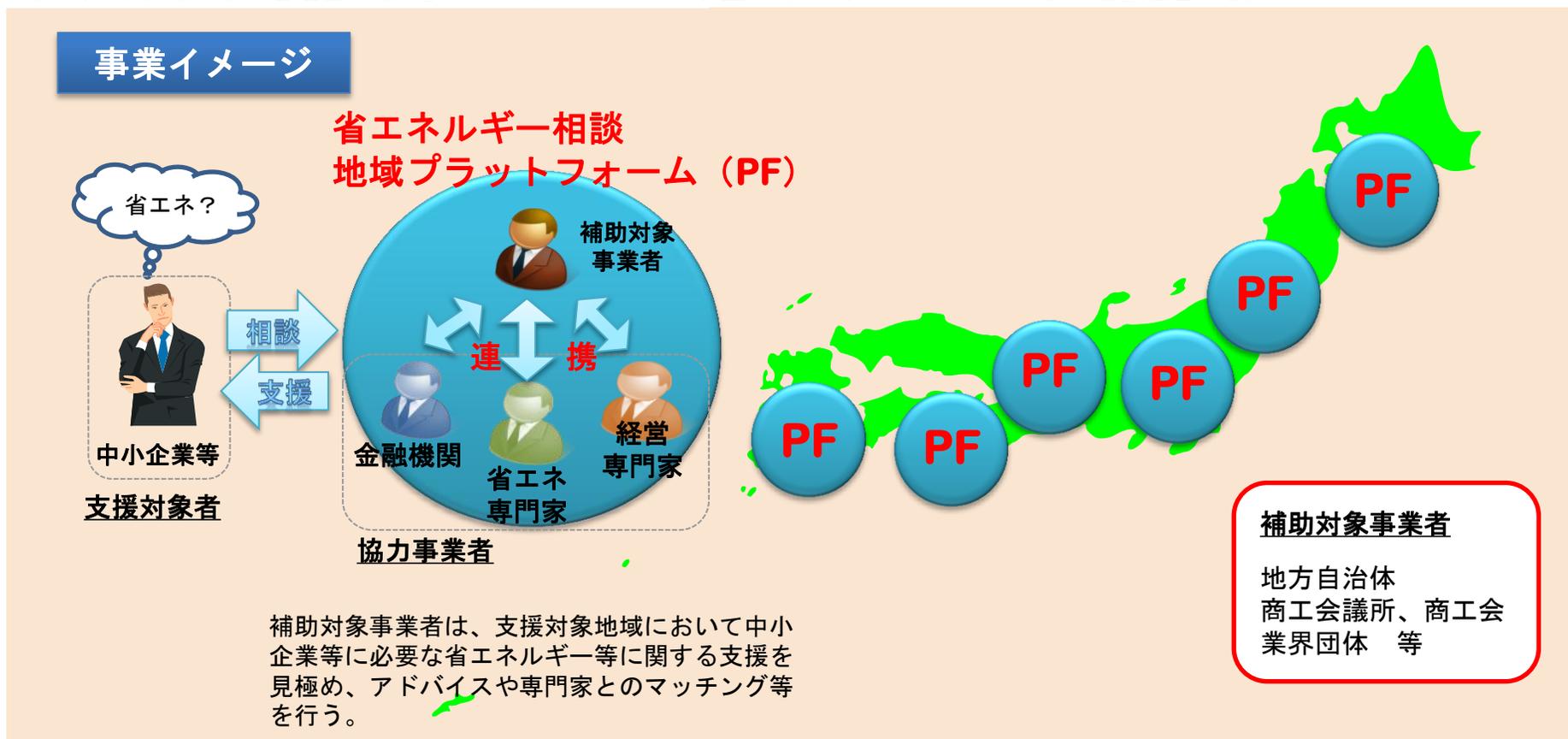
◆ **本事業**(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)の**執行団体**は、**SII**が担う。

1. 政策趣旨

「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」の事業イメージ

- 省エネルギーに取り組む中小企業等の発掘のほか、省エネルギーに係る診断、省エネルギーの取組に関する計画策定支援、運用改善支援及び設備更新支援等について、自治体及び中小企業等の支援に優れた能力・知識・経験等を有する専門家等と連携し、地域の中小企業等による省エネの取組を促進するために、各地域においてきめ細かな支援を実施するプラットフォーム(PF)を構築する事業。

※地域プラットフォームの中核を担う補助対象事業者は、支援対象地域において中小企業等の省エネに関する相談窓口となり、必要に応じて専門家(省エネ関連、その他経営関連)を紹介・マッチングし、中小企業等の省エネルギーに係る取組を推進する。

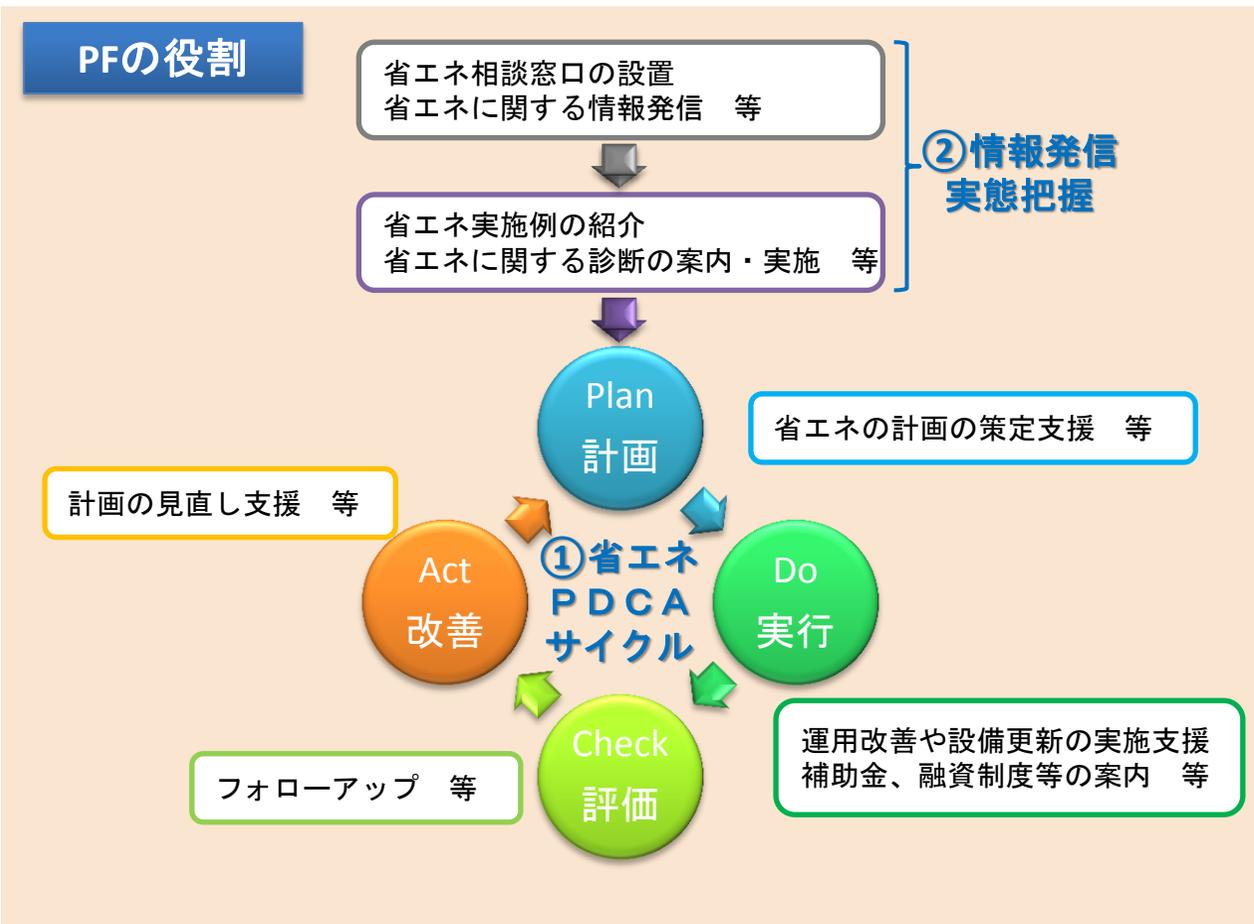


1. 政策趣旨

プラットフォームの役割

- 省エネルギー相談地域プラットフォームは、省エネに関する情報発信・現状把握(省エネに関する診断の案内・実施等)を入り口とし、省エネルギーに関する取組の計画(Plan)、取組の実施(Do)、取組の確認検証(Check)取組の計画見直し(Act)の各段階で、中小企業等をきめ細やかに支援する役割が求められる。

資源エネルギー庁資料



補助対象となる事業①

省エネPDCAサイクルの支援

A. 省エネルギーに関する取組の計画に対する支援 (Plan)

- ✓ 中小企業等の実態を踏まえた具体的な省エネルギーの計画の策定支援 等

B. 省エネルギーに関する取組の実施に対する支援 (Do)

- ✓ 計画に基づく設備更新・運用改善の実施
- ✓ 設備更新にあたっての補助金・融資制度等の紹介 等

C. 省エネルギーに関する取組の確認検証に対する支援 (Check)

- ✓ エネルギー削減量の計測
- ✓ 省エネルギー活動の進捗状況の確認 等

D. 省エネルギーに関する取組の計画見直しに対する支援 (Action)

- ✓ 省エネルギー活動の改善 等

補助対象となる事業②

情報発信・実態把握

E. 省エネルギーに関する情報発信

- ✓ 省エネルギーに関する相談窓口の設置
- ✓ 省エネルギーに関する広報活動
- ✓ 自治体と連携した省エネルギーに関するセミナー 等

F. 省エネルギーに関する現状把握、情報整備

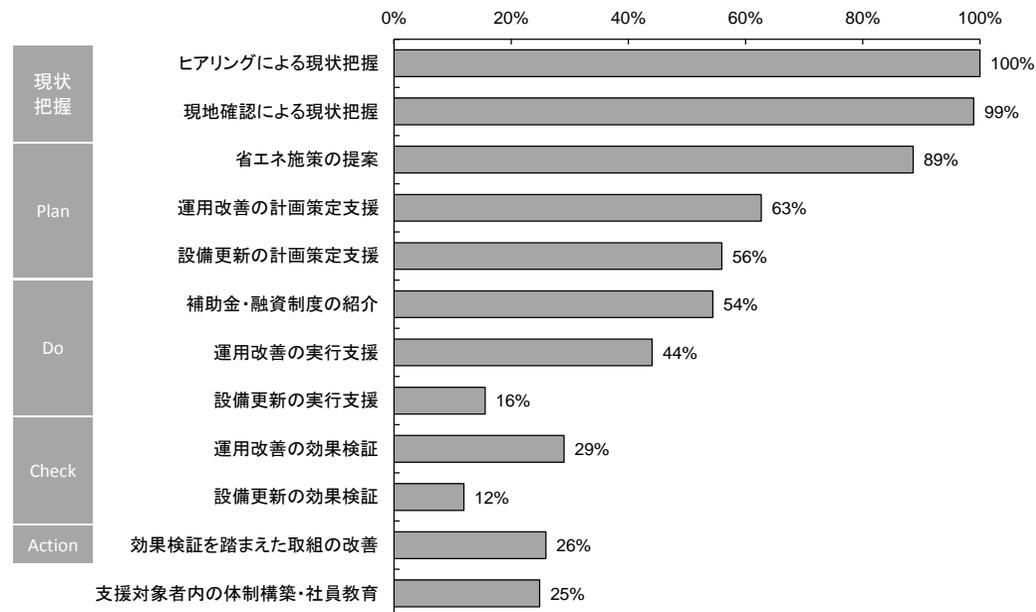
- ✓ 省エネルギーに関する診断の案内・実施
- ✓ 省エネルギー実施事例の紹介、社員教育 等

1. 政策趣旨

平成26年度補正予算における事業の成果①

- 平成26年度補正予算において、「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」を実施した。
- 平成26年度補正事業における支援の実績は下記の通り。
 - 事業に参画した補助対象事業者 : 17事業者
 - 支援を受けた支援対象者 : 193社
 - 支援体制に加わった協力事業者 : 183者
 - 協力事業者による支援の回数 : 延べ717回

平成26年度補正事業において実施された支援

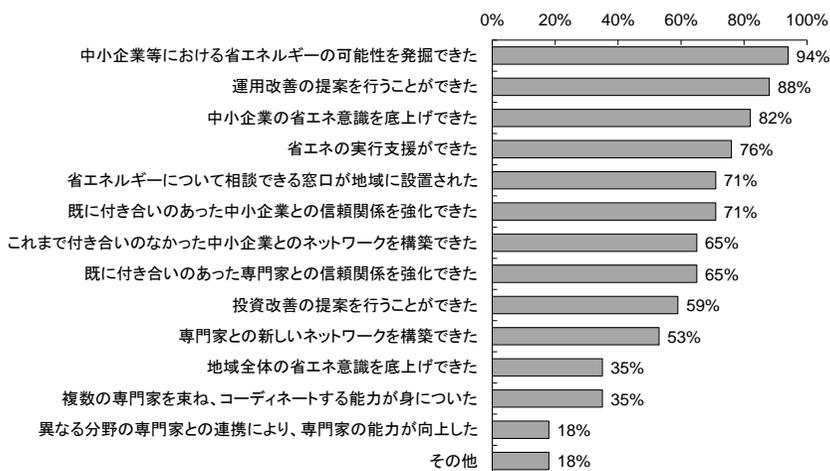


1. 政策趣旨

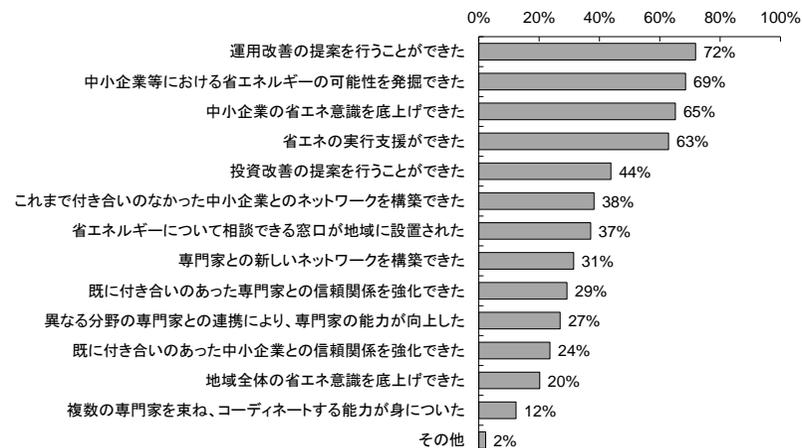
平成26年度補正予算における事業の成果②

■ 平成26年度補正事業を実施した結果、補助対象事業者、協力事業者、支援対象者は、それぞれ以下の成果を認識していた。

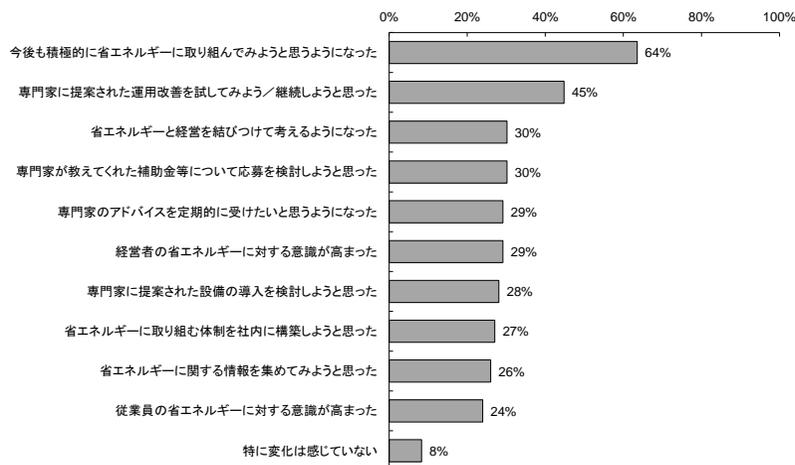
補助対象事業者が認識している成果(N=17)



協力事業者が認識している成果(N=89)



支援対象者が認識している成果(N=95)



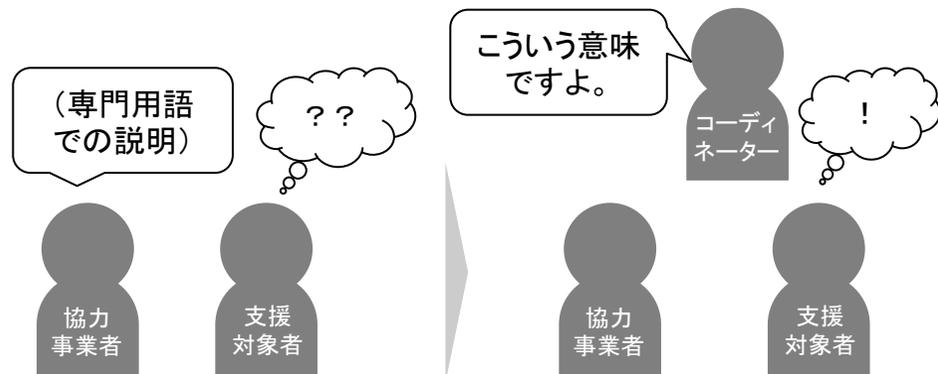
1. 政策趣旨

平成26年度補正予算における事業の成果③

- 省エネルギー相談地域プラットフォームが中小企業等による省エネの取組を推進するには、単に専門家を派遣するのではなく、地域や中小企業の実情に合った支援を行うことが重要である。
- 平成26年度補正事業において効果的な支援を行っていた補助対象事業者においては、以下のような工夫を施していた。

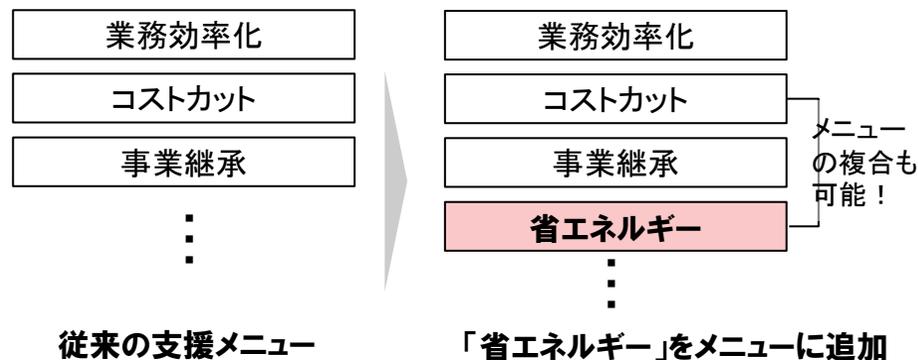
【事例1】コーディネート機能を強化して支援の実効性を向上

- 支援対象者における省エネルギーの取組を進みやすくするために、協力事業者と支援対象者をつなぐコーディネート機能を強化し、支援にあっていたプラットフォームが存在した。
- このプラットフォームでは、協力事業者を選定する際に、支援対象者との相性を考慮しており、支援の現場には、補助対象事業者内部のコーディネーターが同席し、協力事業者の解説を、専門用語を交えずに“翻訳”し、理解を促していた。
- また、協力事業者が支援できない期間にも、定期的にコーディネーターが支援対象者を訪問し、省エネの活動が途切れないよう、注力していた。



【事例2】既存の提供サービスに省エネルギーの選択肢を付加

- 支援対象者における省エネルギーの取組を促すには、省エネルギーと経営を切り離すのではなく、一体的に取組ことも有効である。
- 中小企業の経営支援を行うことが日常業務となっていたプラットフォームにおいては、業務の効率化や事業継承といった経営の一環として省エネルギーの取組を支援することにより、経営者の問題意識に近い視点で施策を検討し、支援の実効性を高めていた。
- また、従来の中小企業支援のメニューの中に省エネルギーを付加することによって、自身の活動の継続や自走化を検討していた。



1. 政策趣旨

今年度事業において補助対象事業者に期待されること

- 平成26年度補正事業の成果や課題を踏まえ、今年度事業においては、補助対象事業者への期待を整理し、いくつかの変更を加えた。
- 今年度事業における補助対象事業者への期待は以下の通り。

補助対象事業者に期待されること

潜在的なニーズを有する中小企業等への訴求

- 補助対象事業者は、顕在的なニーズのある中小企業のみならず、ニーズが顕在化していない中小企業等へ省エネを普及・啓発することも重要な役割として期待される。
- H26補正事業では「自主的な活動」としていた広報や周知についても、補助事業として積極的に実施することが期待される。

幅広いニーズを有する中小企業等への対応

- 補助対象事業者には、「地域の窓口」として広く中小企業等の認知を得て、既存のネットワークを有している限られた中小企業等のみならず、地域に存在する中小企業等の幅広いニーズに対応することが期待される。

地域に根付いたプラットフォームの体制構築・自走化への取組

- 補助対象事業者には、補助事業終了後も活動を継続し、自走化をするために、中長期的な視点を持ち、経済的な自立等に向けた体制構築や検討を行うことが期待される。
- プラットフォームは、特に地域に根付いた活動を行うことが重要であるため、できる限り地域の専門家との協力体制を構築することが望ましい。

スキルアップへの取り組み

- 補助対象事業者には、支援の実効性を高めるために、恒常的にスキルアップに取り組むことが期待される。

効果的な支援の実施と支援メニューの拡充

- 補助対象事業者には、中小企業等における省エネ活動の実効性を高めるための支援を、PDCAのサイクルを意識して提供することが期待される。加えて、設備更新のみならず、コストのかからない運用改善等についても、きめ細かく支援を行うことが望ましい。

2. 公募要領のポイント

2. 公募要領のポイント

詳細は公募要領を参照のこと。

3. 申請書の書き方のポイント

3. 申請書の書き方のポイント

詳細は公募要領を参照のこと。

4. 交付決定後の補助対象事業者の責務

4. 交付決定後の補助対象事業者の責務

主なお願い事項

- 本事業に申請する際は、下記について対応することをあらかじめ了承のうえ申請を行うこと。

本事業における補助対象事業者の代表的な責務

項目	内容	タイミング
①証憑類の整備	✓ 補助事業にかかる証憑は、自主事業における証憑とは明確に切り分けて整備・保管すること。	✓ (整備)補助事業開始～補助金支払 ✓ (保管)補助金支払後5年間
②SIIへの報告	✓ SIIが指定するタイミング、様式において各種報告を行うこと。なお、報告にあたっては、「省エネポータル(仮称)」への入力を求めることがある。 ✓ 当該報告書の内容の一部は公開用として記載し、事業専用Webページにて随時公開されることを了承すること。	✓ (月次報告)補助事業期間中毎月 ✓ (定期報告)10月中旬、2月中旬 ✓ (その他の報告)適宜
③「省エネポータル(仮称)」等への対応	✓ 補助対象事業者に直接連絡があった中小企業等だけでなく、「省エネポータル(仮称)」等を介して相談のあった中小企業等についても、対応を検討すること。 ✓ その他、SIIの求めによっては、②の報告の一部を「省エネポータル(仮称)」に入力すること。	✓ 適宜
④本事業に関するアンケート・ヒアリング等への協力	✓ ②とは別途、本事業に関連するアンケート・ヒアリング等(協力事業者、支援対象者を対象とするものを含む)に協力をすること。	✓ 適宜

4. 交付決定後の補助対象事業者の責務

SIIへの報告

(月次報告)

- 補助対象事業者には、毎月、所定の月次報告書を提出することが求められる。
 - 報告書には、支援対象者ごとの活動実績・計画の進捗状況、支援対象者とのコミュニケーションの状況、今後の課題と方針などが記載される。

(定期報告)

- 補助対象事業者には、所定の定期報告書(中間報告書及び実績報告書)を提出することが求められる。
 - 定期報告書には、事業全体の活動実績・計画の進捗状況、今後の方針などが記載される。

※報告された内容については、本事業のWebページにて「プラットフォーム事業者活動報告」として公開する。
(報告内容には、支援対象者の企業情報が含まれている可能性もあるため、個社が不利益を蒙ることのない形での公開とする)

平成26年度補正事業における公開の例

平成26年度補正予算

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(省エネ相談等の地域プラットフォーム構築)

TOP | **PF事業者活動報告** | 公募情報 | 説明会 | よくある質問 | お問い合わせ

プラットフォーム事業者活動報告

各プラットフォームの活動をWeb上で公開

4. 交付決定後の補助対象事業者の責務

「省エネポータル(仮称)」等への対応

(相談への対応)

- 補助対象事業者には、「省エネポータル(仮称)」等を介した相談に対応することが求められる。
 - 「省エネポータル(仮称)」等を介して相談があった場合には、相談があった中小企業等とコンタクトを取るなど、何らかの対応をすること。
 - 支援対象者とは別に、「省エネポータル(仮称)」等を介した相談への支援を行うことのできる体制を整えること。また、あらかじめ、これらの支援についても計画に盛り込んだ上で申請を行うこと。

(報告等の入力)

- 補助対象事業者には、SIIからの求めがあった場合、所定の報告を「省エネポータル(仮称)」に入力することが求められる。
 - 前頁に掲げた報告の一部は、「省エネポータル(仮称)」への入力が求められることがある。SIIの定めるタイミングで、遅滞なく入力すること。(平成26年度補正事業においては、複数の書面にまたがっていた報告を、「省エネポータル(仮称)」において一元管理することで、補助対象事業者の入力の負担を軽減する目的)

4. 交付決定後の補助対象事業者の責務

本事業に関するアンケート・ヒアリング等への協力

(アンケート)

- 本事業に関するアンケート調査を実施するため、補助対象事業者及び協力事業者には、これに協力することが求められる。
 - 事業期間中、不定期で複数回の実施を予定。
- なお、アンケート調査は、支援対象者に対しても実施するため、補助対象事業者については、支援対象者に対してアンケート調査実施への了承を得る必要がある。

(ヒアリング)

- 補助事業者及び協力事業者には、ヒアリング調査を実施することがあるため、これに協力することが求められる。
 - 事業期間中、不定期で複数回の実施を予定。
- なお、ヒアリング調査は、支援対象者に対しても実施することがあるため、補助事業者については、支援対象者に対してヒアリング調査実施への了承を得る必要がある。

5. 問合せ先

5. 問合せ先

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業についての問合せ先・書類提出先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
省エネルギー相談地域プラットフォーム担当
〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

TEL: 03-5565-3970 (受付時間: 平日10:00~12:00、13:00~17:00)
<http://sii.or.jp/shoene-pf28/>

経済産業省担当窓口

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
電話: 03-3501-9726
FAX: 03-3501-8396

